

第 68 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 29 年 4 月 17 日（月） 午後 1 時から午後 4 時 7 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通一丁目 1 番 38 号 エスポワールいわて 3 階特別ホール

3 出席者

【委員 11 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩
齊 藤 貢
佐 藤 きよ子
佐 藤 久美子
島 田 卓 哉
鈴 木 まほろ
鷹 觜 紅 子
中 村 学
平 井 勇 介
平 塚 明
由 井 正 敏

【事務局】

環境担当技監兼廃棄物特別対策室長	田 村 輝 彦
環境保全課総括課長	小野寺 宏 和
資源循環推進課総括課長	佐々木 健 司
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長	藤 村 朗
自然保護課自然公園担当課長	佐 藤 高 久
その他関係職員	

【事業者】

株式会社グリーンパワーインベストメント
一般財団法人クリーンいわて事業団

4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14 名中 11 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

(1) 「(仮称) 八幡平風力発電事業計画段階環境配慮書」

[会長]

それでは、議事の一番目、「(仮称) 八幡平風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(株式会社グリーンパワーインベストメント)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から30分程度で説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい、それでは、只今の説明につきまして、内容の確認も含めて最初に御質問があればお願いします。尚、希少野生動植物については、今回は事前には出ておりませんが、もしある場合については、一般的事項について御審議頂いた後に、会議を非公開として行います。それでは、再質問、或いは全体的な部分での質問でも結構です。知事意見を構成するための意見はその後で伺います。

[鷹嘴委員]

配慮書の20ページを見て頂きたいのですが、それから今日の追加資料の4ページに風力発電機の能力が書いてありますが、今日配られた追加資料の4ページに3,000kw、それから配慮書の20ページに3,000kwというふうに発電能力が書いてあります。

先ほどの説明で3,000から3,400kwというふうなお話でしたけれども、これは先程説明ありました、住田遠野の発電事業とか、それから今計画が出されている稲庭とか、そちらの方で使うよりも、かなり能力が大きくなると思います。

それと同時に、配慮書の20ページに、ここにハブの高さが100mで最大の高さが150mというような図が示されているわけですが、そして今度はその隣のページにいきますと、それに伴った基礎の構造が、これは一例だと思うのですが、結局風力発電機が高く大きくなればなる程、基礎の形状もまた大きくなってくると一般的に考える訳です。

そういった今まで風力発電事業で出てきた風力発電機は、通常なら2,400kwくらいとか、その程度だと思うのですが、その発電機に比べて、今回使用を考えている例えば3,400kwになった場合は、発電能力が1,000kwも大きくなるわけです。

その場合の構造的なものとか、それによる地形の改変みたいなものは、さらに大きくなる可能性というのはあるのですか。ちょっと今まで見たことがない数字だったものですから。

[事業者]

3,000kw 級というのは、住田で2,800kw くらいだったと記憶しております。3,000kw 級は最近ラインナップとしては、結構増えてきているので、最近法アセスが終わって、稼動する中でも秋田県の風車ですと3,000kw ちょっと越えているものもございます。

御指摘の通り、地形改変に伴う基礎の改変というのは多少やはり支えるものが大きくなっていく分、増えていく可能性も当然ありますが、この形状はベタ基礎といってべたっとした基礎なのですが、場合によっては当然杭とかも検討していかないといけないということを踏まえると、今後の検討次第ではあるのですが、やはり支えるものが少し大きくなる分、基礎も多少大きくなる可能性というのはあると思います。

[鷹嘴委員]

事業は20年でしたか。

[事業者]

そうです。

[鷹嘴委員]

事業が終了した後の基礎の撤去とか、もちろん杭の撤去とか、そういった部分にも当初の段階からそういうふうにお考えであるわけですね。確認ですけれども。

[事業者]

そうです。事業の計画の中では事業が終わった時の撤去費用とか、そういったものも見込んだ上で長期的な計画を立てています。

[会長]

よろしいですか。

[鷹嘴委員]

はい。

[会長]

今の21ページの図で、これは地表近くの基礎なのですが、地盤が弱い所は、更にこれからパイルを打ち込みますよね。

[事業者]

そうですね。

[会長]

だから、3,400kw となれば相当長いパイルになるのですが、それはコンクリートですか、鉄鋼ですか。

[事業者]

設計次第なのですが、コンクリートでやるケースが、我々のケースとしてあります。

[会長]

コンクリート柱、鉄筋の入ったようなものですか。

[事業者]

そうです。

[会長]

それは、普通のセメント製品だと耐用年数が50～60年というのものもあるが、供用を20年やったあとに、リプレースといって新機種に付け替える場合は、将来60年くらいは基礎はもつという計算はしているのですか。

[事業者]

将来的なリプレースまで含めてというところは、私が知る限りではやっていなくて、20年後とかというのは、風車の仕様もまた変わってくると思います。

丁度今、リプレースが日本で出始めてきている頃だと思うのですが、20年前、先ほどもお話があった1,000kwとは全然大きさも違うので、私が知る限り、基本的には基礎は撤去するかして、場所は同じなのだけれども、新しく風車を設計して設置することになるのではないかなど、私自身は考えております。

[会長]

そうですか。その場合、打ち込んだコンクリート柱は、上に引っ掛けて引っこ抜けば簡単に取れるものなのですか。

[事業者]

いいえ、簡単には取れないと思います。

[会長]

そうすると、地面を掘り返さないとだめなのですか。

[事業者]

そうですね。そういうケースもあると思います。

そこは、私は正直、取り除いた経験がないので、その都度土木業者と協議していくことになるかと思います。

しっかりした回答が出来なくて恐縮なのですが。

[会長]

土地の所有者にもよるのですが、とりあえず今回の予定区域は、18 ページで囲ってある赤線の範囲内は、民有林と国有林ともに入っているのですか。

[事業者]

入っています。

[会長]

国有林等は、事業が終われば完璧に全部撤去せよと言いますよね。

[事業者]

そうですね。

[会長]

そうするとコンクリートパイルは 20m 以上になると思います。それを全部掘り起こすとなると物凄い量の土が出ます。大変な作業なので、フックをかけて引っこ抜けるぐらいの構造が一番いいと思います。

要するに、ライフサイクルアセスメントとあって、全体の供用期間中と事後まで含めた環境的な負荷の少なさを追求するべきです。それはやはり、土を掘り返せば水系とか河川の汚染とか色々ありますので、そういう方法は事前に考えておく必要があると思います。

他にございますか。

私の質問に対する再質問以外に、先ほど八幡平市の方から、今の資料の 2 ページですね。今日配られた資料 2 に八幡平市さんから意見がありまして、一部採草放牧地がありまして、農地転用の許可が必要になるのですが、これはまだ地元とは協議していないということですか。

[事業者]

はい。具体的に手続については協議していないのですが、現状を確認し、今は、放牧事業は行われていないと認識しております。

ただ、それは行われていないからとあって、農地ではないということではないという認識でありまして、この後、手続をどうするかということについては、まだ議論していないのですが、市とそういう手続が必要になるねという所までは話をしております。

今後、環境影響評価や事業計画を進めていく中で、市と早めにその辺りの手続についても適宜協議していきたいと考えております。

[会長]

民有地の放牧地もそうなのですが、国有林を借りて前に放牧地にして今は放棄しているところも確か入ってますよね。そこは、国有林としては、植林して林に戻してから返納しなさいとなっています。

そういう所は、私の質問の緑の回廊とも関わるけれども、非常に複雑なのですが、もし、国有林を借りて放牧地になって放棄されている所を今回事業地に含める場合に、その植林する

義務をどちらが負うかとかですね、誰がやるのか、もうやっているのかもしれませんが、それらも方法書のところでわかるように、色々協議して欲しいと思うのです。

それから、八幡平市と環境保全協定を結ぶというのは、これはどうされますか。

[事業者]

これについては、まだ具体的なものは協議しておりません。今後、しっかりと協議していきたいと考えております。

[会長]

そうですか。公害型の開発案件だと通常は環境保全協定を結ぶのですが、風車で結ぶというのはあまり聞いていないのですが。ありえますか事務局の方。

[事務局]

法的な、条例的なという部分での根拠というものにはならないかと思うのですが、あくまでも事業の実施にあたっては、地元市町村及び住民の方の理解がなければ進まないという部分で、市町村のそういう姿勢があれば、こういったものは協定を結んで頂くことが望ましいと思えますし、結んで頂く事がこれからの時代の流れではないかなと考えております。

[会長]

はい、わかりました。

今回は、たまたま住居とかなり離れているので、他の案件よりは、地元というか住民の方に対する風車の騒音とか風車の影の影響とかは少ないと思うのですが、後から色々反対運動が起きたりしますから、地元の市とそれから住民の方とは十分な事前協議を進める必要があると思います。

[事業者]

承知しました。

[会長]

それでは、私の質問だったのですが、資料3の1番のところ、本編の7ページにまずフロー図があります。

この基本的な考え方ですが、エリアを決めていく絞込みに関して、この中にも法令等、環境保全上留意が必要な場所を確認と書いてあるにも関わらず、指摘した保安林とか、自然環境保全指針の図、それから緑の回廊が検討されていないということで、事業者は指摘を踏まえて、今後検討しますと書いてあります。

ただ、今日配られた新しい資料の中では、緑の回廊が依然として示されていなくてですね、結局、緑の回廊はここも森林管理局のみならず、民有林が補強して作った、緑の回廊もあるわけですね。

本編138ページを御覧頂きたいのですが、ここの所の濃い紫が国有林の緑の回廊で、ピンク色が民有林の緑の回廊です。これまでもこの審査会の案件の中で、緑の回廊に関わる案件

があって、その際には完璧に緑の回廊を外している案件もあったのです。

これは、もうど真ん中を突っ切ったままになっているので、そもそもここを最初から回避すべきだと思うのです。

それが、せっかくの7ページのフロー図で一顧だにされていないという所が非常に問題があると思いますし、実際に国有林がどういふふうに判断するかが一つの焦点ですね。

それから、民有林については、八幡平市さんとの協議が必要になる訳ですが、それぞれどういふふうに出てくるか、本来は事前に配慮書を作るもっと前に、地元と或いは国有林と協議してこの位置図を決めるべきだったと思うのです。

配慮書においては、位置と規模を決めるものです。その事前手続で、あちこちと相談したり、こういう資料見ながら事前に回避しなくてはいけないところは、回避しなくてはいけない訳で、要するにこの案件は緑の回廊を突っ切るといふのをこの審査会が認めると、他の案件は駄目だという二重の基準は取れない訳です。

既に、緑の回廊は、できるだけ避けたいという方針でこの審査会は動いていますので、この部分だけを切って、南北別々のルートで搬入するとすると、先ほどの質問の2番とも関連して、色々また搬入方法も変わってくるのではないかという気がしております。

だから、そういうのを全て片付けた上で、ここに乘せてもらわないと審査がしにくいという事です。結局、方法書になって、再度出てくるでしょうが、多少手戻りの感は否めないですよ。

そういうことで、しっかりフローの中に書いてあるとおり、最初から自然環境に係る様々なシステムや実態については、予め資料を入手して十分検討した上で、位置と規模を決めた配慮書を出して欲しいと、そういうふうを考えております。

いずれ、緑の回廊については、至急国有林や民有林の所有者なり、担当部局と協議を進めて頂きたいと思います。

これについては、事業者側で更にコメントはございますか。

[事業者]

はい。御指摘の通り、国有林、森林管理署及び八幡平市との協議を、今後しっかりとしていきたいと考えております。

[会長]

はい。よろしくお願いします。

これについて、皆様の方で追加の意見はございますか。

平塚委員。

[平塚委員]

関連して伺いますが、トータルで20万kw、3,000kw級60基ということですが、これは面積から基数、台数を逆算して出された数字でしょうか。

今の委員長の発言にもあったように、緑の回廊に限っても色々制約条件が多いので、恐らく面積は、かなりの確率で減らさざるを得ないと思います。その場合でも基数が維持されるのかどうか。狭い場所にかなり高密度で風車が建てられるということが懸念されますが、いかがで

しょうか。

[事業者]

面積から逆算してということはしておりませんので、この区域が減ることになれば、大体ですけれども、比例して風車の基数も減っていくという形になります。

高密度で配置するという事は、風車間の相互の影響等がありますので、そういったことは考えておりません。

[平塚委員]

わかりました。

その先は、この委員会で考えることではないのかもしれませんが、企業としては、採算台数の分岐点というものはあるのでしょうか。

[事業者]

分岐点はもちろんございます。

ただ、それもそのプロジェクトの他の要因、例えば東北電力さんの送電線に繋ぐまでの距離だとか、そもそも風がどの程度強いのかとか、そういうものでかなり変動してきますので、答えとしてはあるのですが、プロジェクトによって異なるということでございます。

[平塚委員]

わかりました。

それも今後のプロセスの中で、随時検討していくということですか。

[事業者]

そうですね。環境影響評価だったり、他の地権者さんとの協議でどこが使えるのかとか、あとは東北電力さんとの送電線の協議状況とか、工事コストとか、同時並行で色々と詰めていく中で、採算を算出していくような形になります。

[平塚委員]

わかりました。ありがとうございます。

[会長]

はい。では、それ以外で一般質問ございますか。

はい、佐藤委員お願いします。

[佐藤久美子委員]

先ほど委員長のお指摘にもあったのですが、岩手県の保全区分の話があまり出てこなかったもので、もう一度念押ししておきたいのですが、81 ページの所で西側の方の少し離れた所はかなりの部分が保全区分のB、一部Aがかかっています。

東側の方は、緑の回廊にもかなりかかっているということなのですが、西側の方も十分地元と、それから岩手県の方と協議してなるべく環境保全A、Bのところは避けていただけるようにお願いしたいと思います。

[会長]

はい。事業者いかがでしょうか。

[事業者]

御指摘の通り、今後地元との協議を踏まえながらの検討になりますけども、あとは現状、どういった環境になっているかということは、今後の環境の調査で十分注意して明らかにしていきたいと考えております。

[会長]

はい。もう一人手を挙げていた人はいませんでしたか。あとはよろしいですか。

それでは、今日事業者から配付された資料の3ページに系統連系のことが書いてあるのですが、発電された電力は東北電力に供給という、スライドの左上ですね。配慮書の22ページには、系統連系は検討中と書いてあります。

平成35年4月の運転開始に向けて系統連系は、最も重要なインフラなわけですけれども、実際にはいかがなのでしょう。

東北電力管内は、もう系統連系は満杯で、今から予約しても10年後しか通らない。それでは困るので、各企業から募金を得て送電線を作るかという話になっていると思うのですが、この4月に確か相談か入札が行われたと思うのですが、その系統連系の見通しを、事業者なりに秘密事項は出さなくて良いのですが、分かっている範囲でお願いします。

[事業者]

由井先生御指摘のとおり状況なのですが、御存知の通り東北電力さんと送電線を増強するための手続を、国の方が設立したOCCTO（電力広域的運営推進機関）という団体と一緒に、今取り組んでいるという状況です。

我々の方もその増強計画というのを利用して、この発電所の送電が可能となるような方法で検討を進めていきたいというふうに考えております。

ただ、皆さん御存知の通り、中々その増強計画も手探りの状況でやっているような状況ですので、そのスケジュールによってはこの事業のスケジュールが変わっていくという想定もございしますが、その増強計画が、うまくいくというような前提で、我々としては考えつつ計画させて頂いているという状況でございます。

[会長]

御社は、確か先ほど説明があったように、宮古・岩泉も計画していますよね。

あの案件は、この審査会でも非常に問題があるというふうに出している訳ですので、系統連系で新規にラインを作って送電する場合も、課題の多い風力計画は後回しにして、ここについては、私の見る範囲では、緑の回廊とか、先ほどの自然環境保全指針B以外の問題については、

課題は少ないような気がするのですが、そういう方を先に電気を通すように、系統連系を作るとい
う、そういう選択をして欲しいのですよね。岩手県民としてはですよ。それはぜひ頭に入れて
おいて欲しいと思います。

あとは、174 ページを見て欲しいのですが、ここは動物一般について全て調べた上で、その
事業が配慮書段階で適正であるか評価した結果が書いてあるわけなのですが、評価結果の
4行目から5行目に「重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する」と書いてあ
るわけです。

それは、どうしてかというところ「以下に示す事項に留意することにより」と書いてあるわけ
です。

では、何を留意するかというと、「影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を
検討する」というのが一ポツ目で、二ポツ目は単に調査して予測を行うということが書いてあ
るのですよね。

だからトートロジーなのですよ。環境保全措置を検討するから回避できますよということ
なのですよ。

でも、私が一番希望したいのは、一番目の評価手法の所にある通り、「重大な環境影響の回避
又は低減が将来的に可能であるかを評価した」という回避低減が可能というよりも、先ほどの
緑の回廊もそうですけども、回避することによって環境保全措置がなされて、全体として影響
が低減するというロジックにならないとおかしいので、要するに「回避」という言葉が本文の
中には入っていないですよ。

要するに、環境省のアセスにおける重要な戦略というのは、回避・低減が一番で、最後に代
償措置という順番が決まっているわけです。

なのに、環境保全措置するから回避低減されますという言い方が、どう見てもよく分からな
い。

したがって、今日最初に質問したように、本来は最初に緑の回廊とか保安林とかA、Bラン
クとかを回避する結果がここにあって、更に調査を行って、危ない所は更に環境保全措置を行
う。そういう論理ならわかるのですが、この論理構成は非常に分かり難い。

それですとね 184 ページには、植物の評価が書いてあるのですが、ここは一応「必要に
応じて環境保全措置を検討する」と。

これは、前と同じなのですが、群落に対する直接的な移植を含めて対策をすることで、
回避低減が図れるので環境保全がなされると、そういうふうにある程度は読めるのですが、
でも、ここにおいてもやはり、緑の回廊とか多分A、Bランクにかかるのは、この辺は元々ブ
ナ林でしたので、ブナ林等がちゃんと回避されるかどうかという、そのこと自身はここではま
だ担保されていないくて、これから調査して方法書以降でまとめるということになっていると思
います。

ただし、移植に頼る事のみならず、最初から大事な環境、緑の回廊とかA、Bランクの所は
避けるべきというのは、最初の動物の所で言った時と同じロジックで通す必要があるというふ
うに考えております。

この辺が、どうも事業者側のやり方と私共の審査会で考えるのとずれているので、ぜひ御社
は他の案件でもそうですけども、最初の7ページのフローにおいて、しっかり自然環境状況に
ついて組み込んだ配慮書が出来るように、検討してそうしたアセス書を出して欲しいと思っ

ております。これは大事な要望です。よろしくお願いします。

それでは、一般事項について、これまで述べたことも含めてでよろしいですけども、更に追加がありましたらよろしくお願いします。

はい、佐藤委員。

[佐藤久美子委員]

更に先ほどに追加なのですが、145 ページの保安林ですね。他のページですと、ただ保安林というだけの地図になっているのですが、このページでは2つの種類に分けて保安林を書き下さっています。

先ほど、北側のルートも検討するということがあったのですが、私は、北側のルートの方ですと、拡幅とか改変によって、北側の土流・土崩保安林にかかってしまいますので、そこは十分避けて検討して頂きたいというのが一つ。

それからもう一つ、185、186 ページですけども、生態系のところでは、保安林、鳥獣保護区、それから岩手県自然環境保全指針の保全区域のことは言及しているのですが、この生態系のところでは、緑の回廊については全く触れられていませんので、生態系についても、緑の回廊について、十分検討考慮して頂くようにお願いしたいと思います。以上です。

[会長]

事業者、今の要望に関しましていかがでしょうか。

[事業者]

はい。御要望の点を踏まえて検討を進めて参ります。

[会長]

それでは、他によろしいですか。一般的事項に関しまして。

はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

まず景観についてですが、主要な眺望点から撮影した写真によって、フォトモンタージュを作成するとなっておりますが、先ほどの御説明にありましたように、この近辺2km以内に156戸の住宅等が存在するとのことでした。

今後進めていく上で、かなり丁寧に、住んでいる方に住民説明をしていかななくてはいけないと思うのですが、その方々に丁寧に説明出来るように、その地区からいくつか抜粋して、フォトモンタージュを作成されるようお願いいたします。

[事業者]

はい。承知しました。

[会長]

はい。ではよろしいでしょうか。

それでは、稀少種に関して特に発言したい方いらっしゃいますか。種名とか位置の情報を含む発言をされたい委員いらっしゃいますか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

島田委員は、特に質問は今の所なさそうですが、このコウモリは、岩手県の元祖調査員がここでずっと教員をやっていて、いっぱい記載して記録が沢山ある場所なので、沢山いると思います。

ブナ林も多いですからね。相当綿密な方法書を作るようお願いします。

では、稀少種の方はないということですのでよろしいですね。

それでは、全体を通してその他追加で何か忘れていないこととかありませんか。よろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見とします。事務局においては、本件「(仮称)八幡平風力発電事業計画段階環境配慮書」に係る知事意見を構成されるようお願いいたします。

以上で「(仮称)八幡平風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議を終了します。事業者の方は御苦労様でした。

それではここで一度休憩に入ります。予定より少し早く進んでいますけども。事務局の方で時間設定をお願いします。

[事務局]

次の予定としては、14時30分ということですが、事業者の方にはもう少し早めにとということで案内しておりましたので、今のところ14時10分までを休憩時間とさせて頂きたいと思っております。

まだ来ないようであれば、少しお待ち頂くというようなこともあり得るかもしれませんが、皆様方には10分ちょっと休憩頂きまして、14時10分の時点で時間を調整したいと思います。よろしくをお願いします。

[会長]

はい。それでは14時10分からの再開とします。

(2) 「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価方法書」

[会長]

それでは、議事の二番目、「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(岩手県環境影響評価条例第5条第6項の規定により第2種事業の判定を受けることなく方法書手続を行うことや、手続状況等を説明後、事業者（一般財団法人クリーンいわて事業団）から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から40分程度で説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい。どうもありがとうございます。

それでは、稀少種等を除きまして、説明を頂きました。これにつきまして内容の確認も含めて最初に御質問があればお願いします。稀少種は後から別途審議致します。それではよろしくお願ひ致します。

最初に私の方から、この最終処分場の案件は江刺のクリーンセンターが満杯になることに伴い、岩手県の方から要請があつて、委員会を作って絞ってきたと。

その過程で、八幡平市さんの了解も得ていると書いてあります。その八幡平市さんの了解を得る時に、住民説明会をやって了解を得たのかどうか、ちょっとその辺が分からないのですが、お分かりの方に説明をお願いしたいのですが。

[事業者]

今の御質問なのですが、資料ナンバー7の9ページを御覧ください。

[会長]

今日の資料ですね。

[事業者]

その9ページなのですが、平成27年3月に八幡平市から了解を頂いた前段で、この1、2、3という説明会を開催しております。そういう経過を経た上で了解を頂いているということでございます。

[会長]

その過程で、これを読むと県の方も住民説明会を開催してきたのですね。すぐ上の丸の三つ目ですね。ということは、とりあえずは八幡平市は住民も含めて受け入れを了としたということですね。

[事業者]

はい。

[会長]

そうしますと、今回、地元の住民説明会等を再々度この3月に開いた時の質問というのは、恐らくですけど、建設を前提として環境に配慮して欲しいという観点からの質問だということですよ。

[事業者]

はい。

[会長]

ということですね。わかりました。

それでは、とりあえずたくさん項目がありますから、再質問の方を優先しますので、質問された方で、まだ不明な点がありましたら、お願い致します。

はい、齊藤委員。

[齊藤委員]

本日の資料ナンバー7の14ページの6番の所で質問した齊藤ですけども、確認させて下さい。

飛散防止設備のネットフェンスですが、これは、「いわてクリーンセンター第Ⅱ期処分場での実績を踏まえ」とありますけども、この「実績」というのは、そこに設置したから今回もというだけなのか、例えば、この「実績」というのは、そこに設置したからそこから飛散していないという測定事実があって、それに基づいた1.8mという高さなのか、教えて頂きたい。

[会長]

お願いします。

[事業者]

第Ⅱ期処分場で1.8mのネットフェンスを設置しております。実績としましては、受け入れた廃棄物をしっかり転圧することによって、飛散防止という役割を果たしておりますので、それをもって、計画の方にも予定しているということでございます。

[齊藤委員]

端的に測定した結果ではないのですか。

[事業者]

飛散防止なので、風が吹くと飛んでしまうのですが、飛ばないように転圧をしっかりと、仮に、凄いい風が吹いてどうしても飛んでしまう時というのは、ゼロではないので、ネットに引っかかったものは、回収するというような対応をしています。

[齊藤委員]

もっと簡単で、要するにそれが飛んだか飛ばないかというのを、例えば、降下煤じんでも何でもいいですけども、そういうのを実施されたうえで、この高さで大丈夫という判断をしたかどうかということを知りたいです。

[事業者]

ネットフェンスの役割というのは、大きな飛散物を阻止するというのが、ネットフェンスの役割でございます。

現在のいわてクリーンセンターで、今お話しました通り、風が吹いた時に、例えば、石膏ボードや紙等が地表近くを飛ぶということがあるわけなんですけども、そういったものは通常フェンスの下の方に引っかかってトラップ出来ている、そういう状況でございます。

そういうことで、降下煤塵といった細かいものをネットフェンスでトラップするのを想定しているものではなくて、手で掴めるような、そういったゴミが外部に行かないように 1.8mのフェンスで十分問題なく対応出来ています。

じゃあゼロかと言われますと、本当に大変な風が吹いた時に 1.8mより高い所を飛んで周りに落ちるといったことがないわけではありません。ただ、私共の処分場では、毎日点検をして、そういうものがあれば、即回収に努めたいと思います。以上でございます。

[齊藤委員]

そういったことで、例えば、苦情等は一切なかったということでしょうか。

[事業者]

苦情等は起きておりません。

[齊藤委員]

わかりました。

それともう一点、今度は 19 ページの 21 番の景観の所で、これも確認なのですが、今回、資料で可視領域ですかね、こういったものを提出して頂いて、例えば、スキー場とかが可視領域であるといったことが示された訳なのですが、例えば、スキー場で言えば、どの場所からの可視領域になるのか、ハウスなのか、最も高い人が滑りそうな場所からなのか、その辺を教えてください。

[事業者]

スキー場に関しては、最も高いシェアが取れそうな所を可視領域としています。

[齊藤委員]

はい。ありがとうございます。

[会長]

他にございますか。

どうぞ。

[平井委員]

質問に関わるところで、2点教えて下さい。

資料7の9ページで、最終候補地の選定経緯を説明頂いたのですが、最終的に5箇所絞って、その後一つに決定するという時に、その理由というのがいまいよく分からなくて、色々考えたのだろうと思うのですが、最終的に住民に説明会をする際に、当事者の方達に説明する際に、どういう理屈で5から1に絞ったのだと説明されたのか、教えて頂きたいというのが一点です。

あと、自分の質問ではないのですが、他の方の質問への回答で、ちょっと気になったので2点目の質問なのですが、住民からの質問があって、3期のところを2期にしてくれとかということがあったということなのですが、ここの地区の自治会として、何か意見書等とかが提示されているのか。あくまで個人としての意見なのか、自治会として意見を提出されているのか。ちょっとそこを確認させて頂きたいと思います。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

一点目の質問の回答でございます。

まず、地形的に緩やかな広い沢地であるということと、あとは搬出重視で、距離が現状よりも、現状というのは江刺にあります、そちらよりも距離が近いということ。あとは3期の埋立容量が確保できる可能性があるかということ。

後は、交通の便利性も高いということ。あとは比較的雪も少ないということを総合的に勘案しながら、5箇所から1箇所に絞りこんだところでございます。

[会長]

1点目はよろしいですか。何で選んだかの理由の説明。

[平井委員]

今の理由の中には、用地選定の10箇所から5箇所に絞る時の理由も含まれているように聞こえたのですが、5箇所から1箇所に絞った理由というのは、絞り込むとそこになるのかというのをお聞きしたいのですが。

[事業者]

申し訳ありません。補足させていただきます。

5箇所選んでそこから1箇所に絞るという過程で、放流水の放流先が赤川ということで、漁業権が設定しておりませんし、それから農業用の井戸水もありません。

それから、5箇所に絞って各市町で説明会等を開催させて頂いた中で、色々な御意見がございました。そういったことをトータルで考えまして、1箇所に絞らせて頂いたということでございます。

[会長]

よろしいですか。

[平井委員]

はい。

[会長]

では、2点目の方お願いします。

[事業者]

2点目の御質問でございますが、地元自治会の意見としては、御理解を頂いて反対ということはないのですけども、一部住民の方、一名なのですけども、その方から3期ではなくて2期に出来ないのか、そういった御意見は個人として頂いております。

[会長]

よろしいですか。

8ページにその地域住民、自治会からの意見ですかね、そこに今のお話があるのですが、その1番目の最後に「放射性物質に係る影響も低減される」と、この意味がわからないのですが、今回の樫沢地区の最終処分場は、例えば県南地区でセシウム等が入っている農産物というか、稲藁とか色々ありますね。

今回の案件では、あれを処理したり、或いは年月が経ってベクレルが下がったものを持ってくるといった計画はあるのですか。

[事業者]

ございません。

[会長]

ないのですか。わかりました。

それでは他にお願いします。はい、どうぞ。伊藤委員。

[伊藤委員]

伊藤です。色々と資料を準備して頂きまして、ありがとうございます。御回答頂いたいくつ

かについてちょっと確認させて頂きたいのですが、資料7の13ページの終わり5番目の御回答に関連することなのですけども、今回、新たに設置される処分場は、例えば、飛灰のようなものは、埋立しないという理解でよろしいでしょうか。

[事業者]

これは、埋立を行います。

[伊藤委員]

そうですか。そうすると、割と窒素の濃度が高くなるようなケースがあるのかなと思ってお聞きしたのですが、そういったことは、今の既存の施設ではないということでしょうか。

[事業者]

はい。そうですね、廃棄物の中の割合としては、10%未満となっております。

[伊藤委員]

そうですか。わかりました。

それから、次は17ページの16番目の土壌に関するものなのですが、こちらは確認なのですが、切土した土壌を場外には出さないということですが、例えば、ヒ素とか有害な物質が溶け出てくるような場合には、雨水や濁水と一緒に出てきて調整池に入って、栂沢の方に行くということも想定できるのかなと思ったのですが、そういった溶出量の調査とかは、一切行わないということでしょうか。

[事業者]

現在、調査の予定はしておりません。

[伊藤委員]

わかりました。

それからもう1点、最後の20ページの22番の回答に対してなのですが、浸出水は分かったのですが、雨水の方ですが、こちらは全て一旦、防災調整池を経由してから栂沢の方へ入っていくということになりますでしょうか。

というのは、先ほどの赤い地域ですね、栂沢の水を利用して放流されることもあるということで、その調整池を経由した水が、溜池に利用されるケースがあるのか教えて頂きたいのですが。

[事業者]

栂沢の全てが、防災調整池を経由して、下流に流れていくというわけではなくて、一部の地区分については、付け替え水路の方に直接入り込んで、そのまま流れていくという所もあります。

それが、処分場の下流の所で、防災調整池からの放流水と合流して、下流に流れていくということです。

[伊藤委員]

雨水は、全て調整池を経由する訳ではないということですか。

[事業者]

全てではなく、直接付け替え水路の方に行く雨水もあります。

[伊藤委員]

柵沢の方に、直接流れて行くということですか。

[事業者]

はい。

[伊藤委員]

はい。わかりました。

以上です。ありがとうございました。

[会長]

はい、他にございますか。

はい、どうぞ。

[島田委員]

事前質問とは関係ないのですが、単純な質問で、まず覆土をする際の土というのは、基本的に残土を使うということだと思いののですが、それで十分足りるという計算なのかということと、最終的に覆土した後に、1期工事が終わって、土の面が出ているわけですが、その後、そこはどうされるのでしょうか。

何らかの調整回復をするとか、そういうことに関して教えて頂ければと思います。

[事業者]

まず1点目の御質問でございます。即日覆土と中間覆土、あと最終覆土をするのですが、残土の方で十分足りる計算でございます。

[会長]

緑化ですね。

[事業者]

埋立終了後は、最終覆土ということで、覆土しますけども、その後、すぐに草が生える部分と、後は状況に応じて、上にキャッピングシートを張って、浸出水が下に染み込まないようにするというやり方をする場合もありえますが、その辺は植物が入るか、そういうキャッピングをするか、どちらかになると思います。

[島田委員]

すみません、その状況に応じてというのが全然わからないのですが、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

[事業者]

はい。最終覆土をした後に表面に雨が降ってそれが浸出していくと浸出水になって、それを処理しなければならないことになりますので、埋立処分が終わった後に最終処分をした土の表面に降った雨水は浸出水にならないよう表面から排除するというので、浸出水を減らしていくということになります。

そういうことをする上で、シートを一時的に張って、埋立地の外に流して雨水として放流していくということで、キャッピングをするということでございます。

[島田委員]

基本的には、当然、埋立てた後は、雨が降れば水が出てしまうわけですから、キャッピングをするという理解ですか。

[事業者]

全てをキャッピングするという訳ではないです。

[島田委員]

部分的にして、少しでも雨水が入るのを減らすということですか。

[事業者]

この方法書と変更した基本計画を策定しておりますが、その中で跡地利用計画、これを今明確に決めるわけにはいかないのですが、いずれ緑地か、そういったことを軸に検討しているという様な形で記載しております。

ですから、最終的には最終処分場というのは埋め立てが終了しますと、そういうふうな最終覆土をして、そして、その時の状況で跡地利用をどうするのかということを考える訳なのですが、今の時点では、基本計画に沿って緑地化ということを軸にしているということです。

埋立の過程で一部、埋立の終了した所にキャッピングをするという必要性が出る可能性が全くない訳ではありませんけれども、全て埋立が終了した時点におきましては、基本的には覆土、そして何らかの緑地が、今の時点では一番考えられるパターンかと思えます。

基本計画でもそのように定めているものでございます。

[島田委員]

はい。わかりました。

[会長]

緑化して樹木が生えれば根っこから水を吸い上げて、蒸散作用で下に雨水がいかないという、そういう流れはあるのですけれどもね。

では、私の方から一つ。遮水シートの対応年数は15年というふうに今日の回答でありましたね。平成79年まで本最終処分場は利用しますが、1期が終わった時に、遮水シートは平成79年度までの間には15年過ぎてしまうと、遮水シートに、もし穴が空くとどうということになるのでしょうか。

[事業者]

遮水シートが15年という耐用年数ではなくて、埋立期間が15年ということで御説明させて頂きましたが、シートについては、十分対応するという事で考えております。

[会長]

相当長期に渡り耐えられると。最終的に、例えば、全部供用が終わった後に、貯水池なり処理水のモニタリングは、その後も継続するという事で、よろしいですか。

[事業者]

水処理を行わなくても、放流できる水質まで安定した後は、水処理をしないで放流できるようになりますので、その段階で廃止という扱いになりますけども、廃止後は処理をしないというような形になります。

[会長]

はい。わかりました。

もう一つは、赤川に排水を放流するわけですけども、赤川自体の一日あたりの平均流量というのは、押さえてありますか。

[事業者]

およそ3万9980tくらいではないかなと。

[会長]

随分細かいですね。3万9980 m³ですか。

[事業者]

はい。

[会長]

そうすると、一日最大432 m³ですから、100分の1ですね。

[事業者]

はい。

[会長]

そうすると、放流したからといって、PHとかその他、よっぽど高濃度で無い限り、汚染水が

高濃度で流れる事はないということですね。わかりました。

他に質問ございますか。はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

確認なのですが、今お話ありました、赤川のキャパは十分あるということですが、2013年の9月に台風があったのです。

その時に松川が氾濫して、玉山区が2.5mくらい床上浸水したのですが、その松川と赤川って合流しますよね。その時のような台風が来た時でも、大丈夫なのでしょうか。

この浸出水というのは、いつでも放流される訳ですよ。赤川に直接放流して、それから雨水とか地下水は、樫沢に流れてその樫沢も赤川と合流する訳ですよ。そういったような心配はございませんか。

[事業者]

浸出水につきましては、先ほど担当の方から説明ございましたように、処理施設の前段で調整槽というのをつけるのですが、そこに万が一溜まらないような量が出てきた場合は、処分場自体に一時的に貯留出来るような、遮水シートがありますので、漏れないようなことにはなると思います。

それから、処理水でない雨水、防災調整池のことですが、防災調整池につきましては、林地開発許可に基づく算定で十分大きいものは作る計画でございますので、十分対応できるものと考えております。

[鷹嘴委員]

わかりました。

それからもう一つお聞きしたいのですけれども、今まで住民説明会とか何回もされていらして、実際にここに最終処分場が設置された時に、ここに一日あたり乗り入れる車の量、台数というのですか、それはかなりのものなのではないかと思うのですが、それについての説明はされましたか。

それと、場所的に結構集落とかそういう住居とかがあるような、そういう地区を通過して処分場に乗り入れると思うのですが、新たに道路を新設するとか、そういったような計画というのはあるのでしょうか。

[事業者]

二点目の方から。新設の道路の計画は特にございませぬ。

あと、車両の台数については、候補地選定の段階では、クリーンセンターの実績を踏まえて約70台程度と説明をしております、1時間あたり10台ちょっとというようなイメージです。

現在基本計画において、台数を改めて算定しまして、大体1日44台程度で1時間あたり10台未満というような予測で御説明をしています。

[鷹嘴委員]

わかりました。

[会長]

はい、よろしいですかね。

はい、どうぞ。

[佐藤久美子委員]

2点ありまして、1つは今までの他の委員の先生方のお話に関連することなのですが、今日渡された資料の2番の質問に対する回答として、計画平面図の埋立完了時の図面なのですが、これが最終形なのかどうかということで、方法書の方には一言も出てこなかった残土置場というのが各段階であるのですけれども、埋立完了地にも結局残る訳ですよ。その面積が。

他の所の回答でも書いてあったと思うのですが、事業完了後の計画でどう使うかということで、残土を取っておくということでしたので、しばらく緑化とかキャッピングとかもしないで、このまま取っておくのかなという懸念がありました。

最終的には防災調整池とか浸出水の調整槽とかは、しばらくの間モニタリングして大丈夫になったら、このままなのか、それとも埋立てるといふのかもちょっと分かりませんでしたし、それ以外の項目についても、事後調査については全く触れていないということなので、事業が終わって埋立が完了した後のことについては、次の準備書の所には詳しく記載して頂けるのかどうかという所が、まず一点です。

もう一つは、悪臭のことなのですが、悪臭の調査期間等が5-21の所で夏季2回ということなのですが、3-2の所に風向がありまして、夏季ですと他の季節よりもちょっと特異的に風向が違うんですね。それで、その2回で本当にいいのでしょうかということなんです。

むしろ、西よりの風が続いていますので、気温が高くなる夏場というのも考えとしてはございますが、主な風向としては3-2にあるように、西よりの風ですので、夏場の風向きで考えますと、今の調査地点ですと弱くなるのではないのでしょうか。

悪臭の風向と逆向きになりますので、秋とか風向が変わった所で、南側とか東側の調査地点で悪臭があるかどうかというのを予測・調査というのがふさわしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうかということをお聞きしたいです。

[会長]

はい。お願い致します。

[事業者]

まず、残土置場の件ですけれども、方法書に掲載した計画平面図については、その時点ではまだ残土置場についての計画ができておりませんでしたので、載せておりませんでした。その後の基本設計において残土量をきちっと出して、どこにどのように置くかという計画平面図を作成した所です。

この残土につきましては最終的に約20万 m^3 くらい残る計画とはなっておりますけれども、流出しないよう法面の緑化等を行う予定です。

[佐藤久美子委員]

そういうことは、準備書に詳しく記載して頂けるのでしょうか。

[事業者]

はい。記載します。

[佐藤久美子委員]

ありがとうございます。

[事業者]

では、悪臭について御説明します。まず悪臭の調査に関しましては、今の対象事業実施区域の中で悪臭の発生源はないということで、まず近隣の現況を把握するというのを主な目的とさせて頂いております。

その観点から、特に建設予定地の南東側で住居地域に近接した区域、そちらの方を主な調査地点として設定させて頂いているということと、現況としても一番悪臭が発生しやすく、悪い状況がどうなっているのかというところを確認ができればと思いましたので、その観点から夏季という調査期間を設定したものでございます。

[佐藤久美子委員]

では、西よりの風が吹く、例えば3-2で言いますと、9月とかはそうだと思うのですが、その時期とかにずらして測定して頂くということはできないということなののでしょうか。同じ風向の所での調査時期しか行わないということなののでしょうか。

[事業者]

影響として最も強く出得る地域、地区、こちらの方を調査対象としたという考えでございます。

[佐藤久美子委員]

場所は問題ではなくて、調査時期の問題です。

[事業者]

調査時期につきましては、今御説明申し上げました通り、夏場が恐らく一番悪臭が発生しやすいということで設定したところです。

[佐藤久美子委員]

わかりました。

では、要望として風向が違う季節にも調査をお願いしたいということを出したいと思います。以上です。

[会長]

これは、事務局の方で咀嚼して文言化して下さい。

他に、はい、どうぞ。中村委員。

[中村委員]

方法書の第5章の手法についてですが、5-26 ページの水質の調査地点と、それから 5-43 の底生動物の調査地点とあり、その手法について 5-32 ページに詳しく書いてあるのですが、底生動物は、コドラート法調査、任意採取となっております。

コドラートを取るということは、当然何か解析を目的としていると思うのですが、この化学、物理化学的な水質調査と合わせてやったらいいだろうと思うのですが、調査地点が微妙にずれているようで、別な案件で似たようなことを言った記憶があるのですが、ぜひ生態系ということを考えると、両方一緒にやった方がいいのかなと。あえてずらしている理由はあるのでしょうか。

それから、今日頂いた大きな資料に、10 番あたりに採取・確認された動植物があるわけですが、これは恐らく沢の本筋だけと思われるのですが、この案件は沢を丸ごと一本改変するということになりますので、水生生物的には物凄い影響があると思われるのですけれども、もう少し調査地点は増やす予定はないのでしょうか。

具体的には、細かな沢が入っていると思われるのですが、そういった所にサンショウウオとかムカシトンボのような源流性の生き物というものがある可能性がありますので、調査地点を増やす計画はないのでしょうか。

もし、ないのであれば意見になりますが、ぜひそういった所も増やして頂ければと思います。

[事業者]

ありがとうございます。まず2点目のことからお答えさせていただきます。調査に関しましては調査範囲は全て調査をする予定でございますので、基本的には御指摘がありましたように、留意しているような細かな沢に関しましても、調査としては入るという形で御理解を頂ければと思います。

それから1点目のいわゆる水質の調査と底生生物の方の調査地点の微妙な違いについてですが、こちらに関しては、確かに若干違っておりますが、概ね、流入等の状況を見ても、ある程度一致しているような形になると思いますので、ぴったり一致することではないですが、ある程度、底生生物の調査地点の状況というのを説明できる水質というのは、確認できると考えております。

[中村委員]

結局、二つの方法を底生動物は取るということですね。あと、コドラート法調査ということは、何らかのデータを取りたいという目的がはっきりしていると思いますので、そういう時に物理化学的データを一緒に取るのが普通かなと思うので、同じ地点で同じ時期、同じ時に調査に入るのがよろしいのではないかという考えです。

[事業者]

調査時期に関しましては、底生生物と出来るだけ一致させる形で調査をさせて頂く形にしたいと思います。

[会長]

底生動物の調査地点はページ5-43で、やや下流なので、何とか押えられるのかなという気はしないでもないですけども。いずれ調査時期を一致させて影響がしっかり把握出来るように調査をして欲しいということです。

それから、さっきの佐藤さんの質問で忘れちゃったけども、事後調査を色々なペンディングになるような課題、影響の不確実性があるような課題については、事後調査を行うんですけども、これは準備書にしっかり書くということで、事業者よろしいですね。

[事業者]

事後調査に関しましては、環境影響評価の結果に基づいて採用させて頂く形になるかと思えますので、その辺は準備書でお示しできるかと思えます。

[会長]

はい、わかりました。

他に何か一般的事項でありますか。

はい、どうぞ。佐藤委員。

[佐藤きよ子委員]

浸出水処理の不溶度の確認なのですが、説明された14ページに浸出水の処理量があるのですが、最後の段階は大腸菌等消毒して赤川に合流しますよね。

この時にどのような方法をやるのか。最後に放流する前の水のチェックなんですけども、どの程度やるのか。

生活環境に関する環境基準とか色々ありますけども、どの程度やるのか。有害物質とか排水基準とか。その点をお聞きます。放流する前にそれもチェックしますよね。

[事業者]

放流水については2-14ページに放流水質（維持管理計画値）と示してありますけども、これに適合しているかどうかというのを定期的に水質検査をしていきます。全項目については、年に2回を予定しておりますし、pH、BOD、CODとかSS関係は毎月測定する予定です。

[佐藤きよ子委員]

測定というのは、どのような方法でやるのですか。

[事業者]

現時点で明確に決めていないんですけども、いわてクリーンセンターでは次亜塩素酸を使った方法でやっています。

[佐藤きよ子委員]

水を放流しても環境基準をクリアするようにしていたのですね。次亜塩素酸ナトリウムですか。

[事業者]

しっかりと次亜塩素酸ナトリウム等で消毒して細菌とかを出さないような形で出すというようなことをやっております。

[佐藤きよ子委員]

次亜塩素酸ナトリウムや塩化ナトリウムがオーバーしないようにして出すのですね。消毒水毎に流すと濃度が高くなりますが。

[事業者]

残留塩素が基準値以下になるように設定しています。

[佐藤きよ子委員]

大丈夫なのですね。はい、わかりました。

[会長]

はい、よろしいですか。

では、時間も押していますので、一般的な事項について知事意見を構成するための意見が追加等ございましたら出して下さい。

いずれ、今の江刺のクリーンセンターで色々御経験でしょうし、課題も把握しておられるでしょうから、それを見ながら今度の新しい最終処分場について、一般事項については十分な保全対策を取られるように準備書を構成するようにお願い致します。

では、一回閉じまして、次に稀少種の方に移りますけども、このままでよろしいですか。

[事務局]

よろしいです。

(傍聴者がいないため審議を続行し、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

よろしいですか。

それでは、予定時刻をちょっと過ぎるぐらいになりました。

それでは、稀少種の審議を終了しまして、全体を通じてこれまで各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。事務局においてはこれらを本件方法書に関わる知事意見を作成されるようお願い致します。

以上で「公共関与型産業廃棄物最終処分場環境影響評価方法書」に関わる審議を終了致します。事業者の方は御苦勞様でした。

予定の議題は以上ですが、その他事務局から何か連絡事項等はございますでしょうか。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡る御審議大変お疲れ様でございました。委員の皆様の御意見を基に

知事意見を作成致します。

それから、今後のスケジュール等について御連絡させていただきます。次回の第69回技術審査会につきましては、5月後半から6、7月頃に開催させて頂きたいと考えております。

審査案件につきましては、只今委員の皆様にご意見照会させて頂いている、「(仮称)折爪岳南Ⅰ期地区風力発電事業」「(仮称)洋野風力発電事業」「(仮称)稲庭田子風力発電事業」となる予定です。

日程調整につきましては、連休明けに連絡させて頂きたいと思っておりましたので、御確認して頂ければと思います。

それから、現地調査ですけれども、去年出来なかった分が残っておりまして、「(仮称)安比地熱発電所設置計画」と「(仮称)稲庭田子風力発電事業」の2事業につきましては、審査会の前に行きたいと考えておりましたので、合わせて5月の連休明けに御照会させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

[会長]

では、他になければ本日の会議は終了致します。

[事務局]

以上をもちまして、第68回県環境影響評価技術審査会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。